

平成24年9月定例会市議会市政報告

平成24年第5回釧路市議会9月定例会の開会にあたり、6月定例会市議会以降の市政の概要についてご報告申し上げます。

報告の第一は、阿寒湖世界自然遺産登録 地域連絡会議の設置についてであります。

日本国内の世界自然遺産は、これまで4箇所が登録されております。国においては、今後、新たな候補地の選定に向けた考え方を整理するとし、8月28日に環境省と林野庁による「新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会」が開かれ、年度内に4回程度の開催が予定されております。

平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」では、全国で19地域が「詳細検討対象地域」として選定され、知床、小笠原諸島、琉球諸島の3地域が候補地となりました。その後、知床と小笠原諸島が世界自然遺産に登録されましたが、「阿寒・屈斜路・摩周」地域につきましては対象地域になったものの、候補地には選定されませんでした。

国は、今後、候補地として残っている琉球諸島の登録に向けた取組を進めるとともに、新たに世界自然遺産登録を目指す地域を検討する際の考え方を整理するとのことでもあります。

こうした国の動きの中、近年、阿寒湖のマリモに対する研究が進み、世界自然遺産の登録条件を満たす可能性のある生育環境や生態の学術的裏付けが整ってきていることから、市としても資料の取りまとめに入ったところでもあります。

また、前回の検討会においては「阿寒・屈斜路・摩周」地域の地理的な特性であるカルデラ地形についてアピールしたところではありますが、今回の選定に向けては、「阿寒湖のマリモ」の生物多様性などの観点から、阿寒湖エリアに絞った展開であれば可能性があるものと考えており、弟子屈町にもご協力をいただきながら取り組んでいくこととしております。

さらに、地元阿寒湖温泉地区においてはNPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構によって、候補地選定に向けた勉強会が開催されるなどの動きも始まっております。

こうしたことから、地域一丸となった取組を展開するため、関係行政機関や地元団体が、相互の情報共有や連絡調整を図ることを目的として「阿寒湖世界自然遺産登録 地域連絡会議」を設置し 7月28日に第1回目の会議を開催いたしました。

本連絡会議では、環境省釧路自然環境事務所にもご出席をいただき、世界自然遺産と今後の展開方法について、助言をいただいたところであります。

今後は、国の懇談会の開催状況などを注視しながら、本連絡会議を通じて具体的に取り組むべき事案なども検討してまいりたいと考えております。

報告の第二は、復興航空による国際定期便の就航についてであります。

かねてより台北から釧路へのチャーター便を運航しておりました台湾の復興航空が、釧路空港初となる国際定期便の運航を国土交通省へ申請し、この度、その初便が運航される運びとなりました。

記念すべき初便の就航予定日は、9月7日となります。到着便が12時10分に、出発便が13時50分に、それぞれ運航し、その後は毎週金曜日に運航する予定となっております。

この初便運航の当日には、釧路空港において「釧路空港国際化推進協議会」と「たんちょう釧路空港利用者利便向上協議会」の共催による国際定期便就航記念セレモニーを実施するとともに、併せて到着客や出発客の皆様へ記念品を配布することとしております。

また、定期便就航に対する御礼と今後における路線の安定的運航と更なる充実に向けた協力を要請するため9月19日から21日の間、釧路管内自治体や関係団体とともに、台湾を訪問したいと考えております。復興航空本社をはじめ日本の外務省にあたる「亜東関係協会」、日本の国土交通省にあたる「中華民国交通部」など政府関係機関への要請を予定しております。

報告の第三は、第5回日中航空政策対話についてであります。

本会議は、去る6月13日から15日までの3日間、阿寒湖畔において開催されました。

日中航空当局間の関係を強化するとともに、日中航空関係の発展・拡大に資することを目的として航空行政全般をカバーする幅広い分野について実務的な情報・意見交換の場として設けられている会議であり、日中両政府の次官級レベルで平成17年度から開催されております。

会議には日本政府側から国土交通審議官をはじめ12名と、中国政府側からは民用航空局副局長をはじめ9名の計21名が出席し、国際的に各国に義務付けられている「航空分野に関する国家安全プログラム」の策定に向けた取組などに係る意見交換が行われました。

市といたしましては、会議開催への協力、テクニカルツアーや歓迎レセプション

ヨンの開催などを通じ、豊かな自然環境を生かした観光振興や空港利用促進などについてPRをさせていただいたところでもあります。

報告の第四は、NPO法人くしろ市民後見センターの法人認可についてであります。

釧路市は、平成23年度に厚生労働省のモデル指定を受けて、「市民後見人養成講座」を実施するなど、成年後見に必要な知識を習得した人材の育成に努めてきたところでもあります。現在、44名の修了者のうち10名が釧路家庭裁判所から市民後見人に選任され、後見活動を行っております。

本年4月20日に本養成講座の修了者有志により、「くしろ市民後見センター」が設立され、市民後見人活動の更なる拡充と責任の明確化を目指して、NPO法人の設立に向けた活動が展開されておりました。同センターの法人化の申請につきましては、本年5月、北海道に提出されておりましたが、去る8月21日付けで正式に認可されたところでもあります。

市といたしましては、弁護士などの専門職、釧路市社会福祉協議会や東京大学政策ビジョン研究センター等の協力を得て、「市民後見推進協議会」を開催し、市民後見人のバックアップ体制を図るとともに、スキルアップ講座や第2回市民後見人養成講座の開催、市民からの相談受理体制の構築などを計画しております。今後とも釧路市社会福祉協議会等、関係団体と緊密に連携しながら、認知症や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制づくりを進めてまいります。

報告の第五は、災害時等における病院間の相互支援に関する協定についてであります。

昨年の東日本大震災の経過を踏まえ、市立釧路総合病院が加盟する全国自治体病院協議会北海道支部では、道内で大規模災害が発生した場合における必要な医療支援の情報収集体制について協議を進めてきたところでもあります。

その結果、同協議会において、市立函館病院、砂川市立病院、名寄市立総合病院及び市立釧路総合病院の4病院を、それぞれ道南、道央、道北及び道東地域の「災害時における地域拠点病院」に位置付けることとし、これら4病院の間で、8月31日に「災害時等における病院間の相互支援に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、道内で大規模災害が発生し4病院のいずれかが被災、独自では十分に患者の身体・生命の安全等の応急措置に対応できない場合において、他

の協定病院からの支援や被災地における医療支援活動を円滑に進めることを目的とするものであります。

相互支援の内容につきましては、医療機器その他応急物資の提供、医師その他人員の派遣、重症患者の移送・代替診療などであります。

市立釧路総合病院は、道東地域の災害時における地域拠点病院として、釧路・根室ブロックのほか、オホーツクブロックや十勝ブロックの自治体病院とも連携し、災害時において情報収集や自治体病院間の連絡調整の役割を担っております。今後とも、より強固な自治体病院間の相互支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

報告の第六は、フィットネスセンターの跡利用についてであります。

去る8月15日、「フィットネスセンター跡利用検討市民委員会」より、「フィットネスセンター跡利用に関する提言書」が提出されました。

関係団体からの推薦をいただいた委員10名からなる市民委員会の皆様には、6月29日から8月1日まで5回にわたり精力的に議論を重ねていただいたところであります。

提言書は、「津波避難施設として機能を高めるため」と「フィットネスセンター跡スペースの利活用方策」の2項目にわたる内容となっております。

1点目の「津波避難施設として機能を高めるため」の項目では、MOO来訪者、近隣の市民・観光客などが一時的に避難する施設であることを前提に、旧プール部分を整備し、避難に当たっての導線の確保、避難誘導経路の明示や日頃からの避難訓練などソフト面を充実することについて提言されております。

また、2点目の「フィットネスセンター跡スペースの利活用方策」の項目では、「スタジオ部分」の利用は、ほぼ現状で使用するとし、施設の特徴を生かした事業と各種サークル団体等の練習場としての利用方法が提言されております。さらに、平面化する「旧プール部分」については、スポーツ、健康増進、子育て関連、家族3世代が集える遊具広場、文化活動、会議・講演会での使用など幅広い利用方法が提言されております。

市といたしましては、庁内検討会議を設置し、提言をもとにして、平常時における施設の利活用の詳細について、事業効果や需要、実現の可能性、財源、収益性、管理手法など、さらに内容を精査してまいります。

この提言により津波避難施設としての整備や旧プール部分の施設利用について、一定の方向性が見えたことから、今議会に旧プール部分の平面化等に係る実施設計の補正予算を提出させていただいたところであります。

報告の第七は、「(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会」の設置についてであります。

自治基本条例につきましては、7月30日に「(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会」を設置し、8月21日には第2回目の委員会を開催したところであります。

委員会は11名により構成し、有識者1名、団体推薦が7名、公募が2名、行政1名となっており、委員長には北海道大学 公共政策大学院教授の山崎幹根先生にご就任いただきました。

今年度は5回の開催を予定しており、「自治基本条例とは何か」、「釧路市に必要な項目は何か」などについて、制定済み自治体の事例も参考としながら議論いただくこととしております。

なお、委員会での議論内容は、釧路市のホームページに掲載しており、今後も広く市民の皆様にご周知を図ってまいりたいと考えております。

報告の第八は平成24年度釧路市事業仕分けの結果及び事業の完了についてであります。

今年度で3年目を迎える事業仕分けにつきましては、7月21日、22日の2日間にわたり、釧路市生涯学習センターにおいて実施いたしました。

仕分けの結果につきましては、仕分け人により選定された24事業のうち、「現行どおり」が18事業、「見直し・改善」が6事業で、「抜本的見直し」となった事業はございませんでした。

この仕分け結果につきましては、7月23日に市のホームページに掲載したところであり、広報くしろ9月号にも掲載しております。

今後は、各事業について行政としての事業の方向性や考え方を整理して対応方針(案)を取りまとめ、公表する予定としており、最終的には、平成25年度予算編成を経て方針を決定したいと考えております。

また、平成22年度から実施してきた事業仕分けにつきましては、仕分けの選定対象となった424事業についてすべての作業を終えたことから、今年度で完了することとなります。

今後、仕分けを行った事業の進捗状況なども確認しながら、様々な機会を通じて、市民の皆様にご市で行っている事業について、わかり易くお伝えする「見える化」の取組を続けてまいりたいと考えております。

報告の第九は、工事発注状況についてであります。

8月21日現在における建設事業の発注予定額は、約101億6000万円となっておりますが、発注済額は約78億3000万円であり、発注率はおよそ77.1%となっております。

このうち、地元企業への発注は、金額で約70億2000万円、率では約90%であります。

主な建設事業別の発注率につきましては、道路事業で約78%、下水道事業で約53%、住宅建設は約66%の状況となっております。

今後とも地域経済の動向を念頭に置き、工事の早期発注に努めてまいります。

以上で、市政報告を終わります。